

2019年度 札幌市不妊治療支援についてのご案内

不妊・不育に関する相談をお受けします。
体外受精および顕微授精に要した費用の一部を助成します。

札幌市特定不妊治療費助成事業

体外受精及び顕微授精は、1回の治療費が高額であることから、その経済的負担を軽減するため、札幌市では、治療に要した費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。

●対象となる治療

- ① **特定不妊治療費助成**
体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という）が対象となります。対象となるのは、採卵準備のための投薬開始から、採卵、体外受精及び顕微授精、胚移植、妊娠判定にいたる保険外の一連の治療となります。妊娠の有無は問いません。
※医師の判断に基づき、採卵したがやむを得ず治療を中断した場合についても、助成の対象となる場合があります。
- ② **男性不妊治療費助成**
札幌市が指定する医療機関で受けた特定不妊治療のうち、精子を精巣または精巣上体から採取する手術で医療保険が適用されないもの
〈手術の例〉
 - ・精巣内精子回収法（TESE）
 - ・精巣上体精子吸引法（MESA）
 - ・精巣内精子吸引法（TESA）
 - ・経皮的精巣上体精子吸引法（PESA）
- ③ **第2子以降特定不妊治療費助成**
特定不妊治療費助成事業の助成を受けて第1子をご出産されたご夫婦が、平成28年4月1日以降に行った第2子以降の出産のための特定不妊治療

●対象となる方

特定不妊治療以外では、妊娠の見込みが極めて少ないと診断されたご夫婦で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ・札幌市が指定する医療機関で特定不妊治療を受けていること。
- ・治療の開始日における妻の年齢が43歳未満であること。
- ・申請日において、ご夫婦のどちらかが札幌市内に住民登録をしていること。
- ・治療開始時及び申請時に法律上の婚姻をしている夫婦であること。
- ・申請日の前年（1月から5月までの申請は前々年）の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること。
（詳しくは3ページの「所得額の計算方法を参照」）

※上記の要件を満たしていても、夫婦以外の第三者からの精子、卵子及び胚の提供による不妊治療や借り腹、代理母による治療は対象となりません。

●助成回数と助成期間

初めて助成を受ける治療の開始日における妻の年齢によって助成回数が設定されます。

治療開始時の妻の年齢	助成回数
40歳未満	通算 6回
40～43歳未満	通算 3回

※治療開始日における妻の年齢が43歳以上の場合は対象外となります。

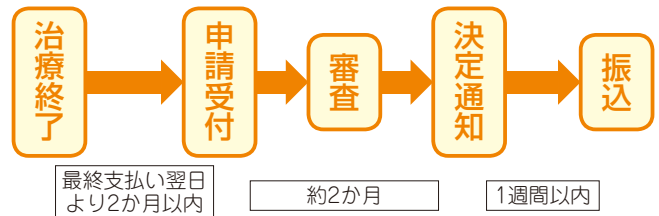
※1年間の助成回数・通算助成期間に制限はありません。

※妻の年齢は、札幌市特定不妊治療費助成事業受診等証明書に記載された治療開始時の年齢です。

●申請期限・申請後の流れ

治療費を最後に支払われた翌日から**2か月以内**に札幌市不妊専門相談センターに申請します。

入院等のやむを得ない理由により2か月以内に申請できない場合は、札幌市不妊専門相談センターにご相談ください。期限を延長して受付できる場合があります。



●助成額 ※治療に要した費用が上限に満たない場合はその額となります。

- ① **特定不妊治療費助成**
 - ・1回の治療につき**15万円**を上限として助成します。(初回の申請のみ**30万円**を上限)
 - ・ただし、以前採卵した凍結胚(以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚)の移植のみの治療は、**7万5千円**を上限として助成します。
- ② **男性不妊治療費助成**
 - ・手術に要した費用のうち**15万円**を上限として助成します。(初回の申請のみ**30万円**を上限)
- ③ **第2子以降特定不妊治療費助成**
 - ・1回の治療につき**15万円**を上限として助成します。
 - ・ただし、以前採卵した凍結胚(以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚)の移植のみの治療は、**7万5千円**を上限として助成します。

1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から採卵、体外受精及び顕微授精、胚移植、妊娠検査までとなります。

●申請に必要な書類等

	申請必要書類等	発行場所	備考
1	札幌市特定不妊治療費助成事業 申請書	札幌市不妊専門相談センター (札幌市保健所)	・申請の際に窓口でお渡しします。「札幌市不妊治療支援事業」ホームページからダウンロードすることもできます。
2	札幌市特定不妊治療費助成事業 助成金請求書		
3	札幌市特定不妊治療費助成事業 受診等証明書	指定医療機関	・治療終了後に指定医療機関で作成してもらいます。 ・作成にかかる文書料は助成の対象となりません。
4	札幌市特定不妊治療費助成事業 薬剤内訳証明書	調剤薬局	・院外処方を受けた場合にのみ必要です。調剤薬局で記入してもらいます。作成にかかる文書料は助成の対象となりません。 ・窓口または「札幌市不妊治療支援事業」ホームページからダウンロードできます。
5	領収書(原本)	指定医療機関 (調剤薬局)	・3に記載されている治療期間内の保険外診療分の領収書 全て が必要です。 ・決定通知書と同時に返却いたします。
6	ご夫婦それぞれの所得(市・道民税)証明書	・市役所(2階税の窓口) ・市税事務所(納税課) ・区役所(戸籍住民課)	・4、5月の申請時は、前年度証明書(前々年分の所得)、6月から翌年3月までは当年度証明書(前年分の所得)をご用意ください。 例) 2019年4月1日～2019年5月31日の申請⇒「平成30年度証明書(平成29年分所得)」 2019年6月1日～2020年3月31日の申請⇒「(新元号)元年証明書(平成30年分所得)」 ・発行年度の1月1日時点での居住地で発行してもらいます。 ・源泉徴収票及び給与所得等に係る市民税・道民税特別徴収税額の決定・変更通知書等では申請できません。 ・所得が0円の場合も必要です。
7	戸籍謄本	・本籍地のある役所 ・区役所(戸籍住民課)	・申請日より3か月以内に発行されたもの ・抄本(戸籍個人事項証明)ではなく、謄本(戸籍全部事項証明)が必要です。
8	住民票(世帯員全員が記載されたもの)	区役所(戸籍住民課)	・申請日より3か月以内に発行されたもの ・続柄の記載があり、マイナンバーの記載のないもの
9	通帳コピー		・口座支店名、口座番号の記載されたページをコピーしたものが 必要です。 ・助成金は申請者名義の預金口座にお振込みします。
10	印鑑(朱肉を用いる)		・スタンプ式印鑑は使用できません。

●同年度(年度:4月1日～翌年3月31日)2回目以降の申請については、次の場合省略できます。

- 7、8は、前回提出した書類の発行日を起算として3か月以内の申請 6は、前回提出した書類と年度が同じ証明書となる場合
9は、前回の振込み先と同じ場合

● 郵送申請について

申請は郵送も可能です。必要書類をご用意いただき、申請期限内に到着するようにお願いいたします。差出人のお名前をご記入の上、料金不足にご注意ください。

● 指定医療機関 (H31年3月1日現在)

No	医療機関名	郵便番号	所在地	電話番号
1	札幌医科大学附属病院	060-8556	札幌市中央区南1条西16丁目291番地	011-611-2111
2	医療法人社団 小六メデイカルクリニック おおこうち産科婦人科	060-0062	札幌市中央区南2条西8丁目10番地	011-233-4103
3	社会医療法人社団 カレスサポート時計台記念クリニック	060-0031	札幌市中央区北1条東1丁目	011-251-2221
4	セントベイククリニック	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル2階	011-215-0880
5	金山生殖医療クリニック	060-0001	札幌市中央区北1条西4丁目1-1 三甲大通公園ビル2階	011-200-1122
6	JA北海道厚生連 札幌厚生病院	060-0033	札幌市中央区北3条東8丁目5番地	011-261-5331
7	医療法人社団 神谷レディースクリニック	060-0003	札幌市中央区北3条西2丁目2-1 日通札幌ビル2階	011-231-2722
8	国家公務員共済組合連合会 斗南病院	060-0004	札幌市中央区北4条西7丁目3-8	011-231-2121
9	さっぽろARTクリニック	060-0807	札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル4階	011-700-5880
10	北海道大学病院	060-8648	札幌市北区北14条西5丁目	011-716-1161
11	医療法人 育愛会 札幌東豊病院	065-0017	札幌市東区北17条東15丁目3-1	011-704-3911
12	札幌白石産科婦人科病院	003-0005	札幌市白石区東札幌5条6丁目6-28	011-862-7211
13	医療法人社団 青葉産婦人科クリニック	004-0021	札幌市厚別区青葉町6丁目1-9	011-893-3207
14	KKR札幌医療センター	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6丁目3-40	011-822-1811
15	医療法人社団 いちご会 美加レディースクリニック	062-0933	札幌市豊平区平岸3条13丁目5-21 南平岸ビル1~3階	011-833-7773
16	医療法人 福住産科婦人科クリニック	062-0043	札幌市豊平区福住3条1丁目2-24	011-836-1188
17	医療法人 礼風会 五輪橋マタニティクリニック	005-0039	札幌市南区南39条西11丁目1-30	011-585-3110
18	医療法人 溪仁会 手稲溪仁会病院	006-8555	札幌市手稲区前田1条12丁目1-40	011-681-8111
19	医療法人社団 エナレディースクリニック	061-3209	石狩市花川南9条1丁目86番地	0133-72-8688
	※7月1日~不妊・不育症部門は下記に移転予定 医療法人社団 エナ麻生ARTクリニック	001-0045	札幌市北区麻生町2丁目2-7 中川ビル2階	011-792-8850
20	5月13日~さっぽろARTクリニックn24	001-0023	札幌市北区北23条西3丁目2-37 第2北進建鉄ビル2階	011-792-6691

※指定医療機関は所定の基準を満たす医療機関です。変更される場合がありますので最新の情報はお問合わせください。

● 所得額の計算方法 (所得証明書に基づき計算)

		夫	妻
A	合計所得金額 (総収入金額から税法上の必要経費を引いた額)		
控除の内訳	a 児童手当法施行令第3条第1項の控除額 (所得がある場合80,000円)		
	b 雑損控除額 (実際に控除された額)		
	c 医療費控除額 (実際に控除された額)		
	d 小規模企業共済掛金控除額		
	e 障害者控除額 [普通] 該当者人数×270,000円		
	f 障害者控除額 [特別] 該当者人数×400,000円		
	g 勤労学生控除額 270,000円		
B	a~gの合計		
C	A-B ※マイナスの時は0	(1)	(2)
夫婦の合計所得額 ※730万円未満であれば助成の対象です。		(1)+(2)	
		円	

札幌市不妊専門相談事業

札幌市不妊専門相談センターでは、
不妊・不育に関する専門知識を持つ医師・不妊カウンセラー・保健師等が
無料で相談をお受けしています。
「どんなことでも、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。」

専門相談

(予約制)

[医師、不妊カウンセラーによる面接相談]

1回40分程度です。 無料でご相談できます。
専用相談の予約は専用電話で受け付けています。希望日の1週間前までにお申込みください。
年未年始・祝祭日はお休みです。

医師による面接相談	毎月 第1・3火曜日 午後
不妊カウンセラーによる面接相談	毎月 第2・4月曜日 午後

一般相談

[保健師等による電話・面接相談]

月～金/午前8:45～12:15 午後1:00～5:15 (年未年始・祝祭日は除く)
事前の予約の必要はありません。

申請・相談／お問合せ

札幌市不妊専門相談センター

専用電話：011-622-4500

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 (WEST19 3階 札幌市保健所)
※月～金曜日 (年未年始・祝祭日を除く) 8:45～12:15、13:00～17:15



地下鉄
東西線西18丁目駅下車 ①番出口
地下通路①番出口手前に、正面入り口直通エレベーター

JRバス
長生園前下車

駐車場
25台
(地下駐車場23台、地上車イス使用車用2台)

<札幌市不妊治療支援事業ホームページ>
<http://www.city.sapporo.jp/eisei/funin/>

